

パブリックコメント意見以外の変更箇所

No.	変更箇所	変更前	⇒	変更後	変更理由
1	前文	まちづくりの行動原理	⇒	まちづくりの基本	表記の修正
2	前文	アイディア	⇒	アイデア	一般的な表記に修正
3	前文	さらに	⇒	更に	表記の修正
4	第3条第1項第1号から第5号	(1) 幸せの原則(Well-being) (2) 機会平等の原則(Equality) (3) 共生の原則(Inclusive) (4) 価値創造の原則(Value) (5) 対話と情報共有の原則(Share and dialogue)	⇒	(1) 幸せの原則 (2) 機会平等の原則 (3) 共生の原則 (4) 価値創造の原則 (5) 対話と情報共有の原則	英語表記の削除
5	第3条第1項第1号	幸せの原則	⇒	幸せ(ウェルビーイング)の原則	読み方の追記
6	第7条第1項	(以下「プラットフォーム」という。)	⇒	(以下「プラットフォーム」といいます。)	表記の修正
7	第7条第2項	まちづくりのビジョンやプラン	⇒	まちづくりのビジョン等	表記の修正
8	第9条第1項	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき	⇒	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び三芳町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年三芳町条例第2号)に基づき	町の条例について追記
9	附則	1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	⇒	(施行期日)	表記の修正

		<p>2 三芳町協働のまちづくり条例(平成20年3月12日条例第1号)は廃止する。</p>	<p>1 この条例は、令和7年4月1日から施行します。 (三芳町協働のまちづくり条例の廃止)</p> <p>2 三芳町協働のまちづくり条例(平成20年三芳町条例第1号)は、廃止します。</p>	
--	--	---	--	--